

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税)及び第四章第六節(都市計画税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税・都市計画税」と称す。)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の税をすべて納付するものである(地方税法第343条)。 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」によって、市町村長が価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その価格から課税標準額を求め、市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。価格は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルの使用は、次のとおりとする。 ①固定資産の評価に関すること。 ②固定資産税・都市計画税の賦課決定に関すること。 ③納税者より提出される償却資産申告に関すること。 ④固定資産税・都市計画税の減免に関すること。 ⑤固定資産所有者の情報管理に関すること。 ⑥固定資産課税台帳記載事項に関する証明書等の交付に関すること。
③システムの名称	①固定資産税システム ②宛名管理システム ③家屋評価システム ④地理情報管理システム ⑤地方税電子申告システム ⑥中間サーバ ⑦団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①資産情報ファイル ②課税台帳情報ファイル ③宛名台帳ファイル ④地方税電子申告ファイル ⑤収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<主務省令第2条の表48の項における情報提供の根拠> ・なし(固定資産税・都市計画税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) <主務省令第2条の表48の項における情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 課税課
②所属長の役職名	財務部 課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	財務部 課税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部 課税課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに次のような人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。	

変更箇所

[illegible]